

資料編 用語集

あ行

○インフラ

インフラストラクチャーの略語で、道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、港湾、河川などの都市の骨格を形成する根幹的な社会基盤のこと。

か行

○開発行為

主として建築物の建築の目的で行う土地の区画形質の変更のこと。具体的には宅地造成に伴う道路の新設・廃止・付け替え、土地の切土・盛土などを指す。

○幹線道路

道路網の中でも主要な骨格を成し、通過交通や、住宅地、工業地、業務地などの相互間の交通を主として受け持つ道路のこと。

○基幹的公共交通路線

1日30本以上の運行頻度の鉄道路線及びバス路線のこと。

○既存ストック

これまでに整備された道路、公園、上下水道などの都市基盤や、公共施設、建築物などのこと。

○急傾斜地崩壊危険区域

崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度30度以上の土地）で、その崩壊により、周辺住民に危害が生ずるおそれのある土地で都道府県知事が指定する区域のこと。

○行政コスト

行政機関が行政サービスを提供するために消費した費用のこと。

○交通結節点

鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、駅前広場など、交通動線が集中する箇所の総称。

○国勢調査

総務省統計局が行う全国一斉の国勢に関する調査をいう。全国都道府県及び市町村の人口の状況を明らかにし、社会福祉、雇用、住宅、環境整備、交通など各種行政上の諸施設の企画・立案のための基礎資料を得ることを主たる目的として国内の全ての居住者について行われる。

○国土形成計画

国土形成計画法に基づき、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化などに関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するために策定する、総合的かつ基本的な計画のこと。

○国土利用計画

国土利用計画法に基づき、国、都道府県、区市町村がそれぞれの区域について定める国土の利用に関する計画のこと。総合的かつ計画的な土地の利用を確保するため定められる計画で、国土の利用に関する行政上の指針となるもの。

国土利用計画に定める事項は、①国土の利用に関する基本構想、②国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要、③②の事項を達成するため必要な措置の概要、とされてい

○国立社会保障・人口問題研究所

人口研究、社会保障研究のほか、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究などを行っている厚生労働省の施設等機関のこと。

さ行

○財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数のこと。財政力指数が高いほど、自主財源の割合が高く、1を超える団体は普通地方交付税の交付を受けない。

○市街化区域

都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域のこと。

○市街化調整区域

都市計画区域のうち、都市の無秩序な市街化を防止するため、市街化を抑制する区域のこと。

○市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備と合わせて公共施設の整備を行う事業のこと。

○地すべり防止区域

地すべり等防止法で定められている区域であり、地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設（排水施設、擁壁等）を設置とともに、一定の行為を制限する必要がある土地について農林水産大臣又は国土交通大臣が指定する区域のこと。

○集約型都市構造

小子高齢、人口減少社会に対応するため、市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に居住、商業、福祉などの生活サービス機能を集約させる効率的な都市構造のこと。コンパクトシティを実現するための手法の一つ。

○人口カバー率

特定の施設を中心とした一定の圏域内に居住する人口の総人口に占める比率のこと。

○人口密度

単位面積当たりの人口のこと、都市の状態を示す重要な指標の1つ。

○生活サービス機能

医療・福祉・商業・子育て支援などの日常生活に必要なサービス機能のこと。

○生活利便施設（生活サービス施設）

医療施設、福祉施設、商業施設、子育て支援施設などの日常生活で必要となる施設のこと。

○線引き制度

区域区分のことで、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する都市計画制度。区域区分を設定しない都市計画区域は、非線引き都市計画区域という。

た行

○多極ネットワーク型コンパクトシティ

「コンパクト＋ネットワーク」の概念で、中心的な拠点と生活拠点が利便性の高い公共交通で結ばれたまちのこと。

○地形地物

道路、鉄道その他の施設、河川、海岸、その他の地形など、土地の形態や地表面上の天然物や人工物の総称。

○津波災害特別警戒区域

津波防災地域づくり法に基づき指定する津波災害警戒区域のうち、津波災害か

ら住民等の生命及び身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められ、一定の開発行為及び建築の制限をすべき土地として都道府県知事が指定する区域のこと。

○D I D（人口集中地区）

人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域で、人口が集中している都市的な地域のこと。Densely Inhabited Districtの略。

○都市機能

都市における居住や生産活動などを支える、行政、医療、福祉、商業、公共交通などの各種サービス機能のこと。

○都市計画運用指針

都市計画法を補完するもので、都市計画制度の運用の考え方や、都市計画制度の趣旨などについての原則的な考え方を示している国土交通省の指針のこと。

○都市計画基礎調査

都市計画に関する基礎調査のこと。おおむね5年ごとに、都市計画区域における人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査するもの。

○都市計画区域

一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として、都市計画法その他の関係法令の適用を受けるために都市計画決定した区域のこと。

○都市公園

都市公園法に規定された公園のこと、都市計画公園のほか、都市計画区域内で地方公共団体が設置する公園がある。

○都市構造の評価に関するハンドブック

国土交通省がコンパクトなまちづくりの向けた取組みを支援する参考図書としてとりまとめたもので、都市構造の評価を始め、生活利便性など都市生活の快適さを評価することができる。

○土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民などの生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地で都道府県知事が指定する区域のこと。

○土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、

建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地で都道府県知事が指定する区域のこと。特定の開発行為に対する許可制、居室を有する建築物の構造規制等が行われる。

○土地区画整理事業

土地の交換分合（換地）により、道路、公園などの公共施設の整備と宅地の整形化を同時に行い、秩序正しく良好な市街地を計画的に形成する事業。

な行

○農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において、優良農地として長期にわたり農業上の利用を図る土地として設定する区域のこと。

ま行

○未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない土地のこと。

○メッシュ人口

網の目状に等分した地域の人口を集計したもの。

や行

○用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、土地の合理的利用を図るため、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類し、建築物の用途、規模などについて制限を行うもの。大きく住居系、商業系、工業系の3つに分けられる。

平成 30 年 3 月

津市役所 都市計画部 都市政策課

〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号

TEL:059-229-3181 FAX: 059-229-3336

Eメール 229-3177@city.tsu.lg.jp

津市ホームページ <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>



津市立地適正化計画

